

平成25事業年度財務諸表

(厚生年金勘定)

年金積立金管理運用独立行政法人

貸借対照表(厚生年金勘定)
(平成26年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 流動資産

未収金	9,531,737,333,360	
流動資産合計		9,531,737,333,360

II 固定資産

投資その他の資産		
総合勘定繰入金	108,993,855,215,107	
投資その他の資産合計	108,993,855,215,107	
固定資産合計		108,993,855,215,107
資産合計		118,525,592,548,467

負債の部

固定負債

運用寄託金	98,085,445,494,118	
固定負債合計		98,085,445,494,118
負債合計		98,085,445,494,118

純資産の部

利益剰余金

積立金	10,908,409,720,989	
当期末処分利益	9,531,737,333,360	
(うち当期総利益)	(9,531,737,333,360)	
利益剰余金合計		20,440,147,054,349
純資産合計		20,440,147,054,349
負債純資産合計		118,525,592,548,467

損益計算書(厚生年金勘定)
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

総合勘定分配金収入	<u>9,531,737,333,360</u>
当期純利益	<u>9,531,737,333,360</u>
当期総利益	<u><u>9,531,737,333,360</u></u>

キャッシュ・フロー計算書(厚生年金勘定)
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
総合勘定への繰入支出	△ 410,612,353,807
年金特別会計寄託金受入	410,612,353,807
年金特別会計寄託金償還	△ 2,200,000,000,000
総合勘定からの受入収入	<u>4,138,459,627,000</u>
小計	1,938,459,627,000
国庫納付金の支払額	<u>△ 1,938,459,627,000</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	—
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	—
IV 資金に係る換算差額	<u>—</u>
V 資金減少額	—
VI 資金期首残高	<u>—</u>
VII 資金期末残高	<u><u>—</u></u>

利益の処分に関する書類（厚生年金勘定）
（平成26年3月31日）

（単位：円）

I	当期末処分利益		9,531,737,333,360
	当期総利益	9,531,737,333,360	
	前期繰越欠損金	—	
II	利益処分額		
	積立金	<u>9,531,737,333,360</u>	<u>9,531,737,333,360</u>

行政サービス実施コスト計算書（厚生年金勘定）
（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

（単位：円）

I 業務費用	—
II 引当外退職給付増加見積額	—
III 機会費用	—
IV 行政サービス実施コスト	—

注記

1. 重要な会計方針

該当事項はありません。

2. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 固有の表示科目の内容

(1) 運用寄託金

厚生年金保険法第79条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金を計上しています。

(2) 総合勘定分配金収入

年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、総合勘定から受け入れる利益の分配金を計上しています。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

財務諸表（法人全体）の注記8. 金融商品関係（1）金融商品の状況に関する事項をご参照ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

時価を把握することが極めて困難と認められる金融負債

（単位：円）

	貸借対照表計上額
運用寄託金	98,085,445,494,118

「運用寄託金」は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金であり、市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難なことから、時価開示の対象とはしていません。

附属明細書

積立金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法44条1項積立金	2,377,753,072,422	10,469,116,275,567	1,938,459,627,000	10,908,409,720,989	

(注) 当期増加額は、前期の利益処分によるものであり、また、当期減少額は、年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第4項に基づく国庫納付額によるものです。

(注) 次に掲げる事項については、該当ありません。

- 1 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細並びに減損損失累計額
- 2 たな卸資産の明細
- 3 有価証券の明細
- 4 長期貸付金の明細
- 5 長期借入金の明細
- 6 引当金の明細
- 7 退職給付引当金の明細
- 8 法令に基づく引当金等の明細
- 9 保証債務の明細
- 10 資本金の明細
- 11 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- 12 国等からの財源措置の明細
- 13 役員及び職員の給与の明細
- 14 開示すべきセグメント情報
- 15 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細
- 16 関連公益法人等に関する情報